

庁内検証委員会報告書別冊 目次

1 関係法令ごとの参考資料

(1) 砂防法関係

○1998 (H10) 年 10 月の逢初川流域の砂防指定地の指定範囲の再検討に当たり参照した 逢初川上流部の写真 (sab002)	1
○2007 (H19) 年 4 月に伊豆山港に濁りが発生した際の逢初川源頭部等の写真 (A283)	1
○2009 (H21) 年 10 月に伊豆山港に濁りが発生した際の逢初川源頭部等の写真 (A074)	1
○当時の担当職員への聴き取り調査の結果 (伊豆山港の濁り) (2023 年度実施)	1
○砂防指定地監視員への聴き取り調査の結果 (2023 年度実施)	1
○砂防指定地担当職員への聴き取り調査の結果 (2022 年度実施)	1
○砂防法等関係法令 (抜粋)	1

(2) 森林法関係

○④区域・D工区の林地開発許可違反に係る復旧工事の完了確認時の写真 (2008 (H20) 年 5 月) (D100)	1
○④区域・D工区の仮設沈砂池の完了確認時の写真 (2008 (H20) 年 8 月) (D111)	1
○④区域・D工区の防災工事完了届に添付されていた仮設沈砂池の写真 (2008 (H20) 年 10 月) (D116)	1
○④区域・D工区の仮設沈砂池の施工状況の確認時の写真 (2008 (H20) 年 12 月) (D124)	1
○④区域・D工区の状況写真 (2021 (R3) 年 1 月) (D236)	1
○④区域・D工区に搬入された土砂の写真 (事業者所在不明後) (2011 (H23) 年 5 月) (D182)	1
○当時の担当職員への聴き取り調査の結果 (2023 年度実施)	1
○森林法 (抜粋)	1

(3) 土砂災害防止法関係

○熱海市伊豆山地区土石流危険渓流の土砂災害警戒区域位置関係 (dos007)	1
○当時の担当職員への聴き取り調査の結果 (2023 年度実施)	1
○土砂災害防止法 (抜粋)	1

(4) 都市計画法関係

○④無許可開発区域における開発行為の状況写真 (2003 (H15) 年 2 月) (D001)	1
○④無許可開発区域の現地確認時の写真 (2003 (H15) 年 3 月) (D055)	1
○公文書 (D064) に添付された「崩壊箇所」との記載のある位置図と写真	1
○公共用財産 (水路) の用途廃止申請に添付された写真 (2002 (H14) 年 10 月 申請) (E048)	1
○当時の担当職員への聴き取り調査の結果 (2023 年度実施)	1
○都市計画法 (抜粋)	1

(5) 静岡県土採取等規制条例関係

○静岡県土採取等規制条例	1
--------------------	---

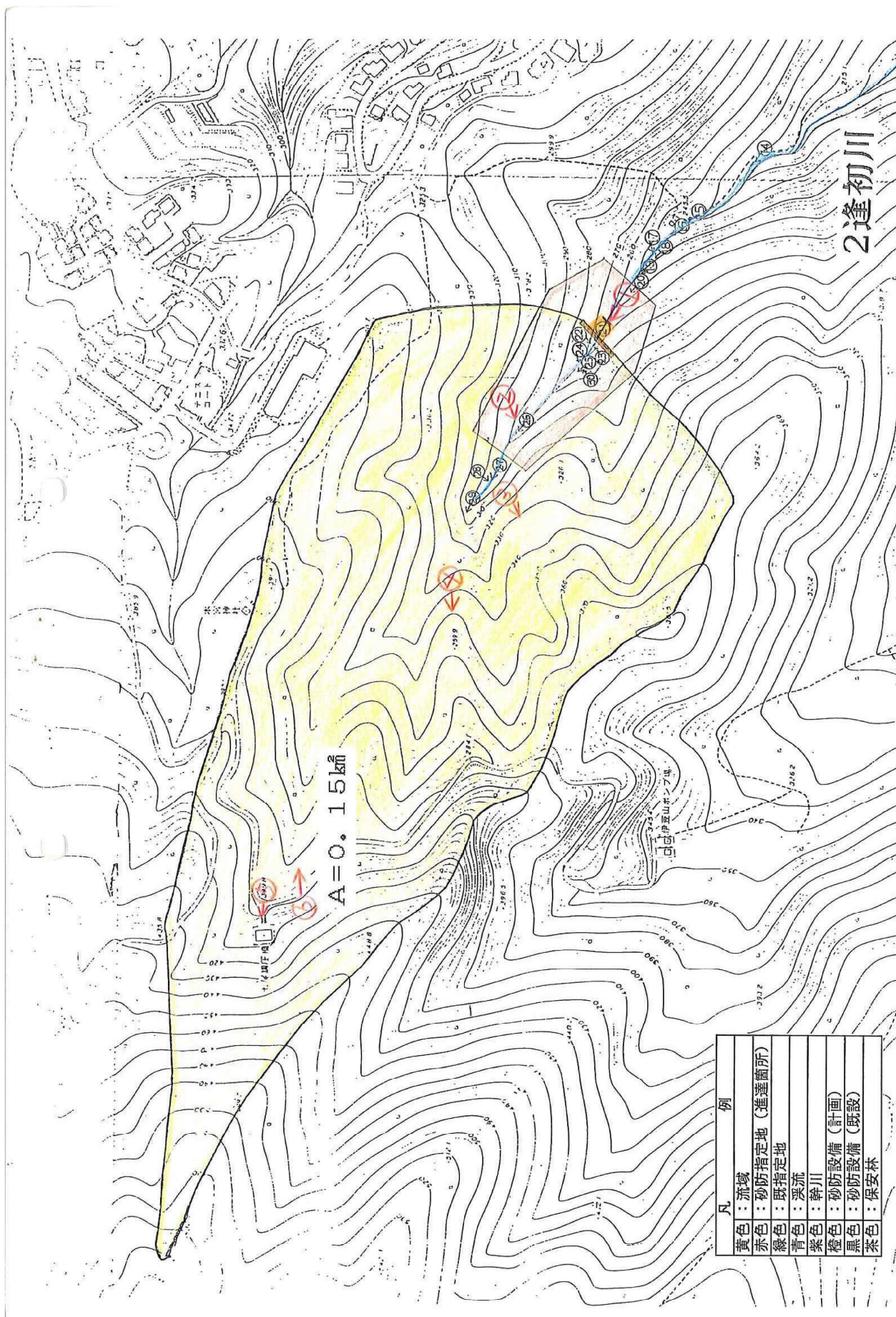
(6) 廃棄物処理法関係

○⑥区域に搬入された廃棄物の状況等の写真 (2009 (H21) 年 5 月から 2021 (R3) 年 6 月まで) (F005、F054、F065、F098、F163、F168、F214、F259)	1
○①区域に搬入された木くず混じりの土砂の状況等の写真 (⑥区域に移動後を含む) (2010 (H22) 年 8 月から 2011 年 4 月まで) (A106、A108、A115、A123、A129、A141、A143、F098、F108)	1
○当時の担当職員への聴き取り調査の結果 (2023 年度実施)	1
○廃棄物処理法等関係法令 (抜粋)	1

2 逢初川源頭部とその周辺区域における土地改変行為等に係る行政対応の事実関係

○関係者一覧	1
○行政対応の事実関係※	1

※ ①区域の盛土行為に係る事実関係については、「逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会報告書 (令和 4 年 5 月)」から抜粋、それ以外の事実関係については、本報告書の各法令に記載の事実関係から再掲)



1998 (H10) 年10月の逢初川流域の砂防指定地の指定範囲の再検討に当たり参照した逢初川上流部の平面図 (sab002)

パノラマタイプ



NO.

1

砂防指定地



NO.

2

渓流荒廃状況



NO.

3

流域内山林状況

KOKUYO
替台紙
P-2/8

98.10.9

1998 (H10) 年10月の逢初川流域の砂防指定地の指定範囲の再検討に当たり参照した逢初川上流部の写真 (sab002)

パノラマタイプ

NO.

4

流域内4林状況



NO.

5

上木道施設



NO.

6

流域状況



1998 (H10) 年10月の逢初川流域の砂防指定地の指定範囲の再検討に当たり参照した逢初川上流部の写真 (sab002)

No.

①

余 白

No.

②



No.

③



FUJICOLOR
A-L6W

1998 (H10) 年10月の逢初川流域の砂防指定地の指定範囲の再検討に当たり参照した逢初川上流部の写真 (sab002)

No. _____

④



No. _____

⑤



No. _____

⑥



1998 (H10) 年10月の逢初川流域の砂防指定地の指定範囲の再検討に当たり参照した逢初川上流部の写真 (sab002)

No.

⑦

余 白

No.

⑧



No.

⑨



FUJICOLOR
A-L6W

1998 (H10) 年10月の逢初川流域の砂防指定地の指定範囲の再検討に当たり参照した逢初川上流部の写真 (sab002)

No. _____

(10)



No. _____

(11)



No. _____

(12)



1998 (H10) 年10月の逢初川流域の砂防指定地の指定範囲の再検討に当たり参照した逢初川上流部の写真 (sab002)

余 白

No.

⑬



No.

⑭



No.

⑮

FUJICOLOR
A-L6W

1998 (H10) 年10月の逢初川流域の砂防指定地の指定範囲の再検討に当たり参照した逢初川上流部の写真 (sab002)

No. _____

⑬

余 白

No. _____

⑭



No. _____

⑮



1998 (H10) 年10月の逢初川流域の砂防指定地の指定範囲の再検討に当たり参照した逢初川上流部の写真 (sab002)



No.

(19)



No.

(20)



No.

(21)

FUJICOLOR
A-L6W

1998 (H10) 年10月の逢初川流域の砂防指定地の指定範囲の再検討に当たり参照した逢初川上流部の写真 (sab002)



No.

19



No.

20



No.

21

FUJICOLOR
A-L6W

1998 (H10) 年10月の逢初川流域の砂防指定地の指定範囲の再検討に当たり参照した逢初川上流部の写真 (sab002)

No.

22

余 白

No.

23

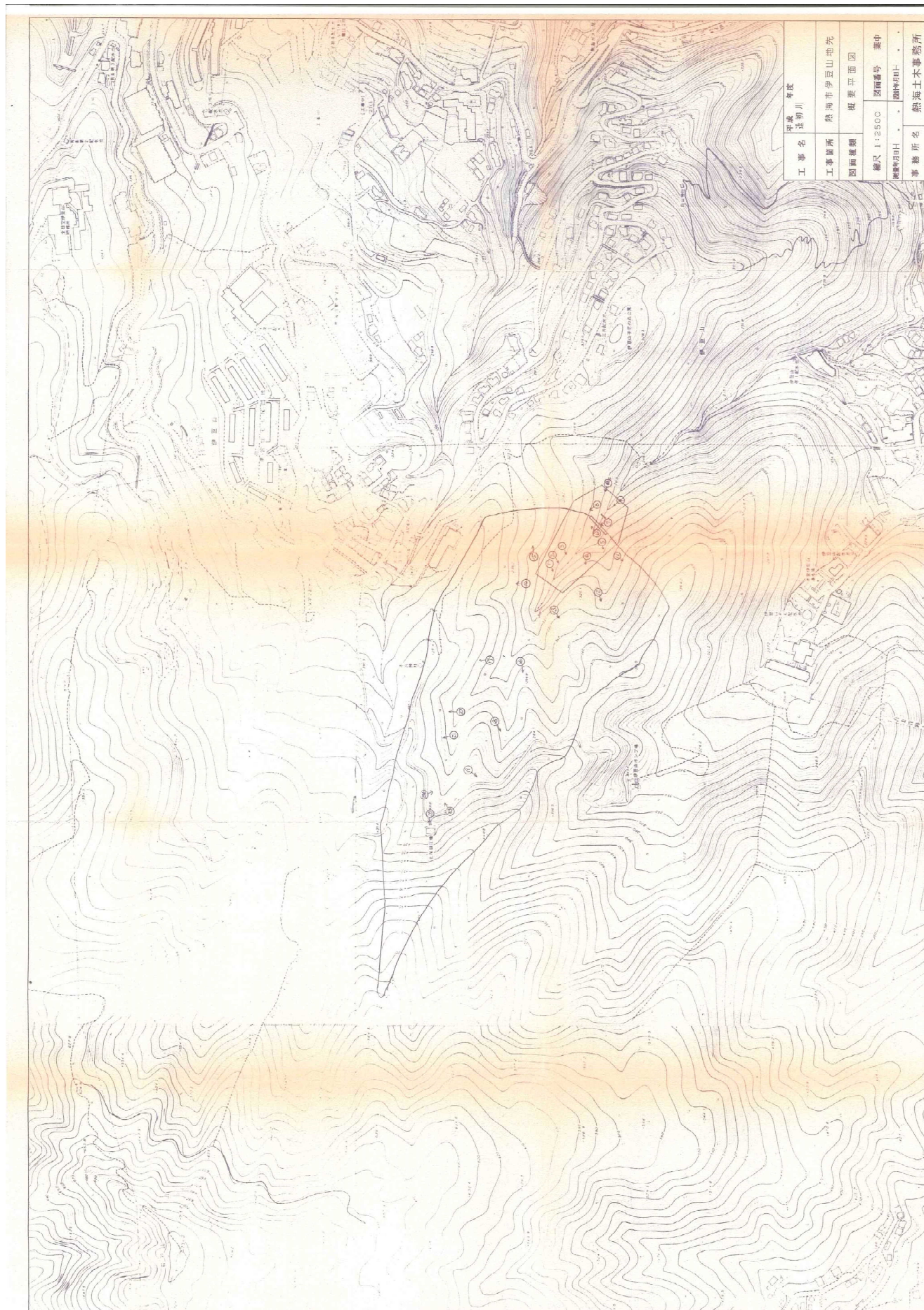
余 白

No.

24



1998 (H10) 年10月の逢初川流域の砂防指定地の指定範囲の再検討に当たり参照した逢初川上流部の写真 (sab002)



1998 (H10) 年10月の逢初川流域の砂防指定地の指定範囲の再検討に当たり参照した逢初川上流部の概要平面図 (sab002)



(二) 逢初川起点部における泥水流入の状況



逢初川源頭部付近の土地改変の状況

2007 (H19) 年 4 月に伊豆山港に濁りが発生した際の逢初川源頭部等の写真
【2007 (H19) 4 月25日撮影 (A283) 】



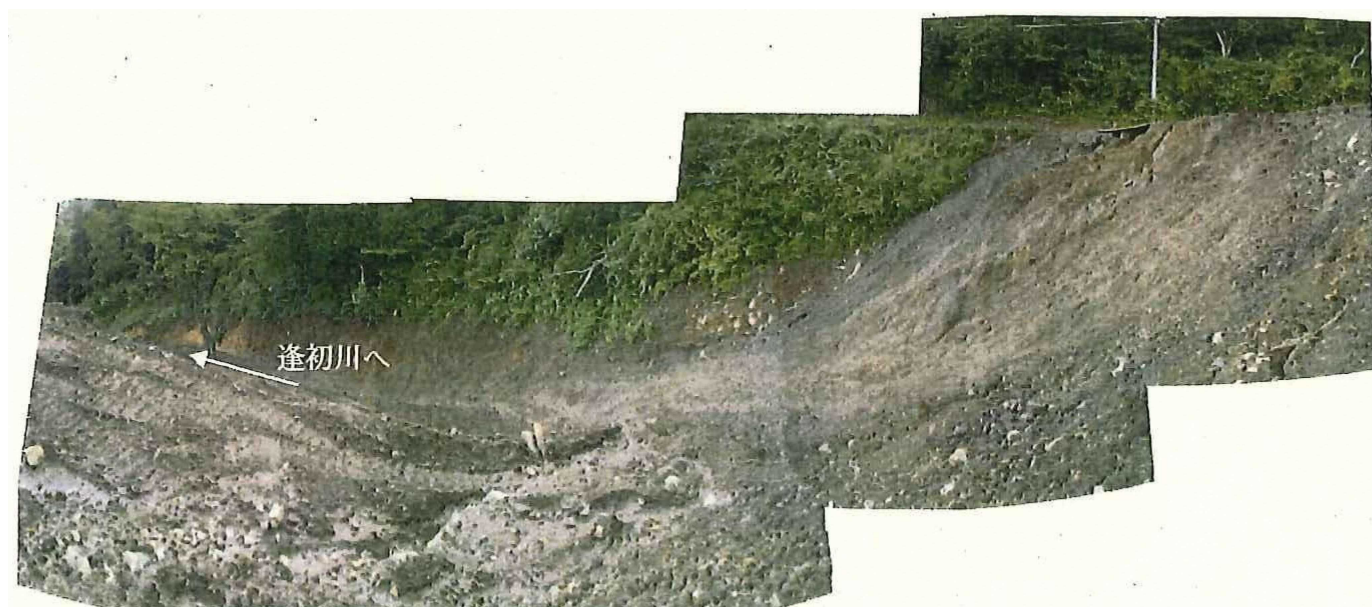
2007 (H19) 年 4 月に伊豆山港に濁りが発生した際の逢初川源頭部等の写真
【2007 (H19) 4 月25日撮影 (A283) 】



逢初川からの濁流



2009 (H21) 年10月に伊豆山港に濁りが発生した際の逢初川源頭部等の写真
【2009 (H21) 年10月 9 日撮影 (A073・A074)】



2009 (H21) 年10月に伊豆山港に濁りが発生した際の逢初川源頭部等の写真
【2009 (H21) 年10月 9 日撮影 (A073・A074)】

逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会による聴き取り調査 (2009年10月に発生した伊豆山港の濁り関係)

1 調査日・場所

2023 (R5) 年10月11日 (水) 県庁別館 2 階会議室

2 聴き取り対象者・聴き取り委員

聴き取り対象者	(元) 熱海土木事務所工事課職員 (2009 (H21) 年度)
聴き取り委員	経営管理部総務局長 内藤 信一 経営管理部総務局参事 清水 大全 くらし・環境部盛土対策課長 望月 満 交通基盤部参事兼砂防課長 杉本 敏彦

3 聴き取り内容

Q 2009 (H21) 年 10 月 8 日に伊豆山港で濁りが発生した時点で、逢初川上流で既に何らかの開発がされていたのは知っていましたか

- ・ (自分は県熱海土木) 工事課所属のため直接は関わっていませんが、主に対応していた (県熱海土木) 都市計画課の担当といろいろな話をしていたので、年度当初からこのような開発行為があることは承知していました。実際現場を見たのは、10月9日になります。

Q 10月9日に現場を見た際、どのような印象でしたか

- ・ 復命書の写真 (A074) にあるように、非常に (大きく) 崩れた跡が明確にあったので、これは危ないなという印象でした。復命書にあるとおり、長靴を履いて現場に行きましたが、長靴がすっぽり埋まってしまう状況であったため、土質的にも軟弱かなという思いはありました。
- ・ また、写真を撮った場所から下を見たのですが、雨が降った後のため、上流から崩れた堆積土が流れ出しているというような状況を、まさにその場で見えています。

Q 現地に防災施設のようなものは設置されていた印象はありますか

- ・ 開発行為というのは、基本、許可が下りたら、伐採し、荒れたところや、開発したところの水が下に流れないように、沈砂池や調整池を造るのが手順なのですが、この現場は、そのような手順が取られている状況が見られなかったので、(森林を) 伐採した後に、(そのままの状態) でダンプで (土砂を) 上から下へ投げ出していたような状況じゃないかなと思っています。

Q 現地には、沈砂池や側溝、地下水の排水施設は設置されていなかったということですか

- ・側溝はなかったです。また、地下排水の対策についてもやっていなかったのではないかと。地下排水の対策をやっていれば、下から順番に工事していくので、例えば、（その工事のための）工事用道路があったと思います。
- ・単に、いきなり上から（土砂を）流していたので、（地下排水の対策）そのものをやっているような状況ではなかったと思います。

Q 盛土の土そのものは、どのような状況でしたか

- ・あまりよくなかった。申請書には（盛土の土砂は）スコリアと記載してありましたが、長靴が膝まですっぽりはまってしまうため、もっと悪い軟弱なものだったと思いました。

Q 盛土にコンクリート殻や木くずといった不純物、土以外のものがあったという記憶はありますか

- ・（現場で）見た状況では、それはよく分かりませんでした。

Q 現場を見て、災害が起こるおそれはどの程度感じたのですか

- ・10月9日の写真を見ると、（盛土に敷いてあった）鉄板が（崩壊によって半分ほど）宙に浮いている。この宙に浮いている鉄板は、工事用道路として敷いてあるので、その鉄板よりも崩壊した方向に何メートルか盛土があったはずですが。
- ・その盛土がごっそり崩れてしまっているのでも、写真で私が立っているところ（鉄板が敷いてあるところ）も、そこからまたごっそり崩れるのではないかとという危険性は感じました。

Q 当時、今回の土石流災害のような崩れ方を想定できましたか、当時の印象ではどのような崩壊を想定していましたか

- ・（高さ）50mもの盛土が流れ出すというのは経験がありません。（盛土の）上端部には工事用道路ができていたので、（土砂を）厚く盛ってあると思いますが、上から（土砂を）垂れ流しているのです、下端部の方は、まだ（土砂が）薄い状況だったと思います。
- ・まだ、それほど大量の土砂が入っていた訳ではないので、下から順番に排水工を施工して、きれいに転圧していけば、まだ対策は間に合う、盛土としては成り立つのではないかと思います。なので、あの盛土が全部ばっさり崩れるとは思いませんでした。

Q A社にはどのようなイメージを持っていたか

- ・県熱海土木の幹部や都市計画課は、同和系の会社であることは承知していました。
- ・詳しくは分かりませんが、私は都市計画課の担当から、2007(H19)、2008(H20)年あたりに、盛土に関する事で、この会社が県熱海土木によく怒鳴り込んで来たと聞いていました。

Q あなたが県熱海土木に在籍していた時に、怒鳴り声は聞いたことがありますか

- ・聞いたことはありません。私もその会社との打ち合わせに1回参加していると思いますが、（当時怒鳴り声をあげた人もその場にいたようであるが、）私には、怖いイメージの記憶はありません。

Q 2009(H21)年に伊豆山港の濁りを確認した際に、2007(H19)年にも同様の濁りが発生したということを知っていたか

- ・以前も伊豆山港濁りが発生したということは、聞いたことはあるかもしれませんが。2007(H19)年頃（の濁り）は、工程的には、たぶん伐開した後の頃のことだと思います。

Q 2007 (H19) 年ぐらいから、いろいろな土地改変工事が始まったと思いますか

- ・ (工事で) 木を切り、おそらく抜根もするので、その時に土を荒らすことになる。それが、雨が降ったことで流れたのが 2007 (H19) 年度ぐらいの事ではないかと思います。
- ・ 2009 (H21) 年度の濁りについては、(源頭部に) 2008 (H20) 年度ぐらいから盛土を始めているので、その盛土の土が流れたのではないかと思います。

Q 1999 (H11) 年に砂防堰堤ができているが、2009 (H21) 年度に伊豆山港に濁りの原因が逢初川上流部の盛土行為にあることを確認した際、砂防指定地を追加指定するとか、砂防堰堤をもう 1 基整備するなどの検討がありましたか

- ・ 全く砂防の話はでませんでした。現地 (源頭部) を見た後、下流へ下って行ったような記憶もあるのですが、下流の状況について記憶がありません。
- ・ 当時、砂防堰堤に土砂が堆積して逼迫している状況だったのか、まだ余裕があったのか記憶がありません。
- ・ ただ、当時、(砂防堰堤に土砂が堆積して) 「これは危ない」というようなことは言われていなかったので、(砂防堰堤には) まだ余裕はあったと思いますが、あまり記憶にありません。

Q 10 月 9 日の調査時に砂防堰堤の上流側の堆砂状況も確認しましたか

- ・ 多分、確認には行ったと思いますが、その記憶は薄いです。ただ、あれだけの土砂が流れ出したので、技術担当としては、(その土砂が) どこで捕捉されているか確認するはずです。
- ・ (砂防堰堤の確認に) 行っているとは思いますが、(県熱海土木内で) 「砂防堰堤がいっぱいで大変」、「砂防堰堤がオーバーフローしている」という話は出ていなかったもので、(当時、砂防堰堤には) まあまあ余裕があったのではないかという推測しかありません。

Q 伊豆山港の濁りとその原因について、当時、県熱海土木ではどの職位まで共有されていましたか

- ・ (このような状況を) 多分そのままにしておくことはないので、当時の技監や企画検査課の係長にも報告して、何か対策を取らなければいけないという話になり、11 月 4 日に会議を開こうという流れで、所長までこの内容について承知しているはずです。この状況を共有した結果として、11 月 4 日の会議につながっています。

Q 10月9日の現場調査の復命書に「何らかの形で開発者に対して指導が必要と考えられる」と記載がありますが、これを受けて、県熱海土木はどのように開発者へ指導しましたか

- ・本件については、(県熱海土木の)都市計画課がある程度絡んでいたが、用地管理課が窓口になっている部分があったので、この時点では、どこで、どういうタイミングで指導するかは決まっていませんでした。
- ・技監と相談して、「何らか動かなければならない」、「関係者を集めろ」ということになり、用地管理課が会議を招集したと思います。
- ・11月4日に、市、県東部農林、県熱海土木の関係者を集め、激しい議論をして、その結果が開発者への指導につながったと思います。

Q 県熱海土木の用地管理課が開発業者に指導したのですか

- ・開発業者に対してではなく、土採取等規制条例のため、用地管理課から市に対して(開発業者を)指導するようという話をしました。

Q 当時、土砂災害防止法の基礎調査や指定関係で何か記憶はありますか

- ・熱海については、湯河原、泉地区など4か所くらいあって、上(北部)から順番に指定していった、伊豆山が4番目で最後になったというのは覚えています。
- ・現場に行き、公民館で地元の方を集めて説明会はやっていますが、その話(上流の危険な盛土)をしたかは記憶がありません。

Q 上流の不適切な盛土があったから早く警戒区域を指定しなくてはならないといった議論はなかったのですか

- ・盛土のあるなしに関わらず、県砂防課から早く区域指定を行うよう話があったため、急いでいたということはありません。
- ・とにかく順番に指定していった結果、(伊豆山地区は当時指定を進めていた4地区の中では)最後になりました。

Q 伊豆山地区の警戒区域等の指定に当たって、何か問題や苦情はありましたか

- ・問題や苦情等はなかったと思います。土砂災害警戒区域等の指定は、2012(H24)年3月頃だと思いますが、何も問題なく了解いただきました。

Q これまでの話を確認すると、開発業者への指導、何らかの対策が必要な場合は、森林法、土採取等規制条例の両者又はいずれかで対応するとの認識であり、砂防指定地の追加指定による後追いの規制ではなく、元々対応していた法令で指導するのが大前提との認識だったということですか

- ・そうです。当時、動いていた法令が土採取等規制条例、森林法だったので、砂防法（砂防指定地の追加指定）は全く考えていませんでした。
- ・私の推測ですが、（逢初川の）砂防堰堤が（土砂が堆積して）いっぱいであれば安心であるため、砂防指定地の追加指定はしなくてもよいという判断になったのではないかと思います。

逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会による聴き取り調査 (2009年10月に発生した伊豆山港の濁り関係)

1 調査日・場所

2023 (R5) 年10月11日 (水) 県庁別館 2 階会議室

2 聴き取り対象者・聴き取り委員

聴き取り対象者	(元) 県熱海土木事務所 工事課職員 (2008 (H20) 年度～2009 (H21) 年度)
聴き取り委員	経営管理部総務局長 内藤 信一 経営管理部総務局参事 清水 大全 くらし・環境部盛土対策課長 望月 満 交通基盤部参事兼砂防課長 杉本 敏彦

3 聴き取り内容

Q 伊豆山港に濁水が発生しているとの通報を受けて、伊豆山港を現地確認した際、濁水の発生源の具体的な位置を以前から知っていた中で、現地に行ったのですか。

- ・濁りを見に行った時点で、私はこの上流の状況を全く知らなくて、開発行為が行われているという知識もなく、上から（伊豆山港に）流れてきているという状況を見に行きました。
- ・(伊豆港の濁りの状況を) 上司等に報告した時に、私は、上流で開発行為が行われているということを初めて知ったという記憶です。

Q 伊豆山港の濁りを確認した時点では、逢初川上流のことは何も知らなかったということですか

- ・(伊豆山港の) 濁りを確認するという認識だけで行ったので、上流の情報はあまり知らず、この報告書 (A073) に「上流部の開発行為によるものと思われる」と書いてありますが、これは多分、濁りを見に行った後に、(逢初川上流で開発行為が行われていることを) 上司から聞いたので書いたと思います。

Q 伊豆山港の濁りを確認した際は、どのような印象でしたか

- ・普通ではないような濁り方はしていたなというのは覚えています。ただ、(逢初川は) 水の流れも急で、結構小さい河川なので、上流のほうで多少土が流出すれば、こういうふうになるのかなとは思ったぐらいです。

Q 伊豆山港の濁りを確認した翌日（2009（H21）年10月9日）に逢初川源頭部へ行っていますが、源頭部へ行ったのはその時が初めてでしたか。また、源頭部の状況を見た時の印象はどうでしたか

- ・ 翌日（2009（H21）年10月9日）に逢初川源頭部に初めて行きました。
- ・ 私は公共工事の現場しか見たことがありませんが、源頭部は土砂が締め固められないままの状態で、公共工事の現場ではありえないような崩れた状態でした。明らかに、表土が流れている状態が確認できて、ちょっと問題があるのではないかという印象でした。

Q 表土が流れている以外に何か問題がありましたか

- ・ 土が転圧されていなく、長靴で歩くと長靴が全部埋まってしまう状況でした。

Q 泥が逢初川へ流れないように、防災施設を設置するなどの対策は取られていたように見えましたか

- ・ 現場に行った時には、そのような対策はされていませんでした。現場にあったのは、この写真（A074）に写っている土のほかは、一部鉄板が敷いてあることと、重機が残っただけでした。

Q もともとの地山の部分で、崩れているところがあったという記憶はありますか

- ・ 元の地形も知らず、加えてここに土を盛っているという事実も知らずにこの現場に行ったのでわかりません。あくまで表面に出ている部分が大規模に流れ出していると感じました。

Q 当時の開発業者の印象は何かありますか

- ・ 私は全く接点がありませんでしたが、事務所の中でこの開発業者に関する対策会議を何度もやっていたのを何となく覚えていたので、この開発業者の名前を聞いた時、そう言えば何かいろいろやっていたなということを思い出しました。

Q 源頭部の開発行為に対応するための会議が何度か開かれましたか。また、どのようなメンバーで開かれていましたか

- ・警察の事情聴取時に見せられた書類には、私が会議に1回出席していた記録がありましたが、私自身、出席した記憶はありません。ただ、会議は度々やっていた印象があります。
- ・記憶が非常に曖昧ですが、メンバーは、たぶん（県熱海土木の）工事課、管理課、都市計画課の課長クラスに、市が加わっていたと思います。

Q 当時のA社の印象は何かありますか

- ・何かしらの悪さをしている業者だろうとの印象でしたが、実際に会ったことはなく、直接の接点はありませんでした。

Q 2007(H19)年にも伊豆山港で同じように濁りが発生していましたが、そのことについて、当時、引継ぎ等ありましたか

- ・以前、濁っていたことがあるということを聞いた程度で、私としては、しっかりと引継ぎを受けてはいなかったと思います。

Q 現地調査（10月9日）後、その下流にある砂防堰堤をパトロールした記憶はありますか

- ・現場調査（10月9日）後は行っていません。（9日の）現地調査の時には、その堰堤の横を通っていったので、見たような記憶があります。
- ・どう行ったか経路は覚えていませんが、少なくとも現場には車で行きました。途中で車を降りて堰堤を見たのか記憶は定かではありません。
- ・あまり印象には残っていないのですが、堰堤に土砂が堆積していれば記憶に残っていると思うので、そんなにひどい状況ではなかったと思います。ただ、堰堤についても元の状況を知らないなので、ある程度は埋まっていたのかもしれないです。

Q 現地確認の復命書に「何らかの形で開発者に対して指導が必要と考えられる」との記述がありますが、その後に何か具体的な対応を行ったのですか

- ・私としては特に何もしていませんが、課長や上層部で対策会議をやっていたことは知っていましたので、その会議で何らかの対応が図られると思っていました。

Q 県熱海土木の都市計画課、用地管理課、企画課といった工事課以外の関係部署のほか、所長等にも、伊豆山港の濁りや逢初川源頭部の開発行為の情報を共有していましたか

- ・(2009年)11月4日の会議記録を見ましたが、市に対して(この件の)問題の対応をしてくださいという話もしていたので、確実に上層部の方たちも問題意識を持って対応していたと思います。

Q 伊豆山港の濁りや逢初川源頭部の開発行為について、具体的にどのような指導をしていたか知っていますか

- ・私としては、具体的な内容については分かりません。

Q 逢初川源頭部からこれだけ土砂が流れてきていることに対して、砂防法の観点から、砂防指定地の拡大や、砂防堰堤の増設、山腹工等、何らかの対策を検討されたということはあるですか

- ・当時は検討していなかったと思います。ここに関しては、砂防指定地からも外れた、さらに上流の開発行為だったので、県熱海土木の管轄からちょっと外れていると思っていました。

Q 当時、土砂災害防止法の警戒区域の関係で何か記憶に残っていることはありますか

- ・土砂災害防止法に関する地元説明会に回っていた時期だったことは覚えていますが、自分が担当していたわけではないので、それ以上の記憶はありません。

Q 警戒区域の指定に当たり何か問題がありましたか

- ・具体的に私は覚えていませんが、もめていた印象はあまりありませんでした。

Q 伊豆山港の濁りはすぐに収まったのですか、また、県熱海土木工事課に赴任している間に同様の状況になったことはありますか

- ・濁りはすぐには収まらなかったと思います。恐らく、だんだん薄まっていったと思います。
- ・その後、(在籍期間中は)伊豆山港が同様に濁ったことは多分なかったと思います。

Q 伊豆山港の濁りが発生したきっかけは、降雨の影響があったのですか

- ・ 台風の後だったと思います。

Q 当時、逢初川源頭部の土についての印象はどうでしたか

- ・ 変な土だという感じではなかったですが、よくない土、強度が出ないようなぐずぐずの土であったことは覚えています。

Q 逢初川源頭部の土について、コンクリート殻とか木くずとかが混じった土という印象はありましたか

- ・ そこまでの印象はなくて、一応、土は土であり、おかしなものまで混ざっているというところまでは分かりませんでした。

逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会による聴き取り調査 (2009年10月に発生した伊豆山港の濁り関係)

1 調査日・場所

2023 (R5) 年10月12日 (木) 県庁別館 2 階会議室

2 聴き取り対象者・聴き取り委員

聴き取り対象者	(元) 熱海土木事務所用地管理課職員 2005 (H17) 年度～2007 (H19) 年度
聴き取り委員	経営管理部総務局長 内藤 信一 経営管理部総務局参事 清水 大全 くらし・環境部盛土対策課長 望月 満 交通基盤部参事兼砂防課長 杉本 敏彦

3 聴き取り内容

Q 2007 (H19) 年 4 月 25 日の伊豆山港に発生した濁りの調査は、記録簿に記載されている大熱海漁協伊豆山区役員の方と、二人で行ったのですか

・記憶にありません。

Q 伊豆山港の濁りの発生を受け、逢初川上流部の現場へ行った際、その現場のイメージ、また、土砂の発生源（流出場所）は具体的にどの辺だったかというイメージは何か残っていますか

・（イメージは）残っていないです。

Q 当時、伊豆山港や逢初川上流部の現場に行ったことの記憶はありますか

・県熱海土木には2回赴任しているので、本当に（記憶が）曖昧です。

Q 当時、（記録簿に記載された）現場へ行った時、こんな感じだったという程度でもいいので印象があれば教えてほしい

・いや、自分が作ったもの（記録簿）なのでしょうが、（印象は）ありません。

Q あなたが、県熱海土木に在籍されていた当時の伊豆山地区や熱海港、伊豆山港、逢初川上流部で行われていた開発行為についてのイメージや印象について、何か記憶に残っていることはありませんか

- ・記録簿に書いてあるので、（当時の状況は）そのとおりなんだろうが、（イメージや印象は）記憶に残っていません。

Q 今回、開発を行ったA社についての記憶は何かありますか

- ・長浜地区に駅があり、その上にA社が開発していたところがありました。（この現場に対しては）市が主体で動いていたんですが、この現場には行ったことがあります。この時に、確かこの事業者名が出ていました。

Q A社は県熱海土木に頻繁に来ていましたか。また、怒鳴り込んできたようなことはありましたか

- ・（県熱海土木には）頻繁に来ることはなかったと思います。また、怒鳴り込んできたという印象もありません。

Q 県熱海土木の管理課では、毎年、河川パトロールをやっていたと思うが、逢初川のパトロールで何か印象に残っていることはありますか

- ・（逢初川の）印象はあまり残っていませんが、逢初川は非常に急流で、集落の中を流れている川です。部分的には水路のような非常に狭い構造で、それが家の下を通っているような箇所もあります。
- ・河川パトロールには技術職を含め複数人で手分けして行くので、私が（逢初川に）行っているかどうかというのも記憶が曖昧でわかりません。

Q 当時、逢初川上流で開発されていたという話は聞いたことはありますか

- ・ないです。

Q 公文書上、当時あなたは、逢初川上流部の現場に行っていますが、その時の印象は何もないということよろしいですか

- ・そうです。（逢初川上流部に行ったのは）この時が初めてだと思います。

Q 公文書（A283）の記録簿の「都市計画課から聴取」との項目に「もともと県が許認可している案件」、「土砂法による規制しか考えられないが警戒区域に指定すること自体難しい」との記述があるが、何か覚えていることはありますか

- ・ 県熱海土木の都市計画課から聞いたことをここに記載しただけなので、（それ以上のことは）、分かりません。

Q 公文書（A283）に添付されている写真には、木を切ってそのまま放置してある状況が写っているが、当時はどのような状況でしたか。また、この公文書に記載されている内容については、県熱海土木で共有されていましたか

- ・ 私が報告を回しているので、（用地管理課長までは）情報共有されています。ただ、これから上（用地管理課長よりも上位職）がどうなっていたかは、正直分かりません。

Q 2007（H19）年4月の伊豆山港の濁りの原因となった逢初川上流部の土地改変行為への対応等について、県熱海土木で打ち合せを行った記憶はありますか

- ・ 記憶がなく、分かりません。

Q あなたは、A社と直接対峙したことはあまりなかったのですか

- ・ ちょっと分かりません。一度、A社が県熱海土木に来た時に同席しましたが、私は発言していません。そのくらいです。

Q あたなが同席されたA社との打ち合せでは、相手は何人来て、県熱海土木は何人で対応しましたか

- ・ 相手側の人数は覚えていません。県熱海土木は、技術職の上の方（役職）の2人から4人位で対応したと思います。この時に用地管理課長が同席していたかは記憶がありません。

Q 県熱海土木で、A社との打ち合せを行った記憶はあるのですか

- ・ 1回は記憶があります。A社側との打ち合せに当たっては、（熱海土木側も）何人が人数がいた方がいいだろうということで、私が加わった感じだったように記憶しています。

Q その時の打ち合せでは、先方の口調は激しくはなかったか

- ・あまり記憶が残っていません。

Q 公文書（A283）に添付された写真は、あなたが撮影したものですか

- ・たぶん私が写真を撮っていると思いますが（記憶にありません）。

Q 2021 (R3) 年の土石流災害が発生した時、土砂が崩れたのは、逢初川上流部の現場だと思いましたか

- ・いいえ。全然記憶にありませんでした。（逢初川の上流部には）多分、この記録簿を作成した時に1回行っただけだと思います。漁協から何かあったと連絡が受けたので、一通り対応したということだと思います。

Q 定期的に、雨が降ったら伊豆山港や逢初川上流部を確認に行くような状況ではなかったのですね

- ・そうです。この時だけ（2007 (H19) 年4月、記録簿(A283)）だと思います。だから、印象が全然ありません。

Q 2007 (H19) 年4月にしか現地に行っていないということは、伊豆山港に濁りが出たのもこの時ぐらいしかなかったということですか

- ・そうですね。大雨が降れば伊豆山港が濁ることはあったのかもしれませんが、2007年4月の時だけ特に連絡があったと思います。

Q 2007 (H17) 年4月の時だけ、何で特に連絡があったのですか

- ・（濁りが）ひどかったからだと思います。
- ・イセエビに悪影響が出るから何とかしてくれという感じで連絡がきたので、それで対応したのだと思います。

Q 逢初川に砂防堰堤が整備されていたという記憶もないのですか

- ・（公文書（A283）の）写真には砂防堰堤が写っているので、ここに（砂防堰堤が）あったのしょうけれども、私の記憶には残っていないです。

Q 県熱海土木に2回赴任されていますが、「こういう点には注意が必要など」何か特筆すべき引継ぎを受けた記憶がありますか

- ・特にありません。印象に残っていないです。

逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会による聴き取り調査 (2009年10月に発生した伊豆山港の濁り関係)

1 調査日・場所

2023 (R5) 年10月12日 (木) 県庁別館 2 階会議室

2 聴き取り対象者・聴き取り委員

聴き取り対象者	(元) 熱海土木事務所用地管理課職員 (2007 (H19) 年度～2009 (H21) 年度
聴き取り委員	経営管理部総務局長 内藤 信一 経営管理部総務局参事 清水 大全 くらし・環境部盛土対策課長 望月 満 交通基盤部参事兼砂防課長 杉本 敏彦

3 聴き取り内容

Q 2007 (H19) 年 4 月の伊豆山港の濁りについて記憶はありますか

- ・覚えてはいません。ただ、いつの時点か覚えていませんが、伊豆山港の漁師から海が濁っているという電話があったため、私も現地へ行ったことがあります。
- ・(県熱海土木の) 管理課は河川管理事務を担当しており、河川に影響があつてはいけなため、私含めて 2、3 人で、時期は覚えていないが、一度、逢初川の下流から源流まで歩いたことがあります。
- ・市には、河川が 20 あるが、平均河川長が 2 キロ程度で、河川というよりは、水路のようなものです。したがって、下流から歩いていった時には、水がほとんどなく、きれいな水がサラサラと流れている程度でした。
- ・これで(伊豆山港が) 濁るのかと思いましたが、堰堤の下まで行き、上を見上げると穴があり、その穴からは何も出ていなかったことを覚えています。
- ・(伊豆山港に濁りが発生してから) 何日後に行ったか覚えていませんが、水が出ていなかったこの日は、晴天で、源流まで歩きましたが、今のところ河川に影響はないという感じで戻ってきたことは覚えています。

Q 逢初川源流への現場確認に同行したのは用地管理課の職員でしたか

- ・用地管理課の職員であることは覚えていますが、同行した職員の職位までは覚えていません。

Q 逢初川源流への現場確認へいった時期はいつでしたか

- ・覚えていません。暑くもければ寒くもない時期だったと思います。

Q 「A283」文書の写真には、砂防堰堤の水抜き管のうち、一番下の最も大きな穴から茶色の水が流れているが、現場確認時はこのような状況ではなかったということですか

- ・私が行った時は水が全く出てなく、「A283 の写真」の状況ではなかった。
- ・もし3人でこの状況（A283 の写真）を目視したなら、黙っていないと思う。事務所に戻って技師に、「これでは河川にとんでもない影響が出るからなんとかしろ」と言ったはずである。
- ・（A283 の写真は）素人目にも危険な状況であり、その記憶がないということは、私が行った時は、そのような状況ではなかったです。

Q 逢初川源流部の現場を確認した時に、堰堤の上流部を確認しましたか

- ・堰堤の下までは行きましたが、その上流までは確認していません。河川の状況を確認するため現場に行ったので、（堰堤の上流まで）行っていませんが、土砂が河川に堆積していたり、河川の両側に土砂や岩石がゴロゴロしているということはなく、拍子抜けするほどきれいな状態でした。

Q 逢初川源流への現場確認は、2007 (H19) 年 4 月以降ですか

- ・2007 (H19) 年度ではなかったと思うが、もう覚えていません。

Q 伊豆山港が濁ったことは何度もあったのですか

- ・押印しているので、これら書類（A283、A073、A074）は見ていると思うが、私まで話が来た濁りは、私が現場確認に行った時の1回だけです。

Q 伊豆山港の濁りの際以外に、開発行為が行われている源頭部の状況を見に行ったことはありますか

- ・源頭部には確か一度（行ったことが）あり、道路を進むと右側に団地が完成していた。団地のところまで行くと、その先は入れないよう鉄柵があったので、そこからのぞき込む程度で鉄柵の先まで行ったのか記憶にありません。

Q 逢初川源頭部へ行った時の印象はどうでしたか

- ・直接、源頭部を見た記憶はありません。そのため、現地に行った時には、今後ここに土砂を捨てられ、その土砂が逢初川に流入したら困るという程度の一般的な認識でした。

Q 逢初川源頭部について鉄柵があった以外で、現場が荒れている、木が放置されている、水が流れ込んでいるなど何か思い当たることはありますか

- ・そのような記憶はありません。水が流れ込んでいたかは分かりません。我々は事務職なので、技術職と見る目が違うと思う。書類の中に図面があって、「**あなた**見たでしょ」と言われても、その図面が何を語っているか、計画に対してどの程度埋めであるのか、今後どの程度盛ったら(埋めたら)危ないのかという認識は持てません。
- ・だから、なんとなく危ないとか、もし河川に何か入ってしまったら困るという程度の認識しかなく、どの程度の危険性があるのかまでは分かりません。

Q 源頭部が荒廃しているという認識はありましたか

- ・山肌が出ているのは見ました。最初に我々がこの状況を知ったのは、森林法違反、だったので、木を切った結果、底地の土砂がこんなに露出して変になっていると思いました。
- ・県東部農林が、最初に森林法の違法伐採（への対応）をした時に、きっちりと植栽とか土留めとかの手当をさせていればよかったなという認識があったので、当然、周りの森林状況と植栽状況が違うなということは感じました。

Q 源頭部に行ったのは在職中の何年頃のことですか。2007 (H19) の開発状況写真 (A283) を見て思い出せますか

- ・分かりませんが、写真には柵がないため、もっと後の時期に見に行ったのではないかと思います。

Q 逢初川源頭部には、伊豆山港に濁りが発生した際に逢初川の現地を確認した時よりも後に行ったのですか

- ・覚えていないし、時期の前後関係も分かりません。14 年も経過したことを聞かれても正直分かりません。
- ・私は用地課長として用地交渉にも行っていて、(当時、) 逢初川源頭部のこと **だけ**に関わっている訳にはいけないので、覚えていません。

Q 源頭部の開発業者はA社ですが、この会社と県熱海土木との対応で何か記憶に残っていることはあるか

- ・私が 2007 (H19) 年 4 月に県熱海土木に着任した課長会議で、管内に 3 人の要注意人物がいると聞いたことは覚えています。
- ・このうちの一人がA社の者で、度々、県熱海土木に脅しに来ていたことは覚えています。
- ・当時、A社は、下多賀で海に面した土地を買収してマンションを建てる計画をしていましたが、そこは、構造上の規制があり、その関係で脅してきた印象が強く残っています。逢初川の源頭部での開発では記憶に残っていることはありません。

Q あなたが在籍している間に、A社から逢初川上流の開発に関する話がありましたか

- ・書類で見る限りはなかったが、県東部農林や市との打ち合わせでは、河川管理に影響を及ぼさないようしっかりとした対処や施策を打ち出すよう釘を刺していました。
- ・河川管理者としては、河川に何らかの不備があって民家に影響を及ぼすほか、土砂等の堆積物で水が流れなくなるということに対して、当然管理しなくてはならないが、実際、河川の状態を確認したところでは、汚れはするが、土砂等が堆積しているとか、崩れているとか、埋まっているとか、そういうことはありませんでした。

Q あなたが在籍していた当時、県熱海土木内で、逢初川源頭部において泥水が出ることで、土砂崩れが起きるおそれがある等の話題になったことはありますか

- ・当時の記録を見ると、工事課長は「対策を講じないと」という懸念は持っていたようだが、市に権限があったため、工事課が直接対応できるものではありませんでした。
- ・ただ、当時、この開発に関して、県熱海土木と市の担当部署との間では、頻繁に情報交換し、県熱海土木から市に対して助言する等のことは当然やっていたはずです。

Q 伊豆山港の濁水や上流の開発に関する懸案事項は、県熱海土木の幹部とも共有していましたか

- ・最終的に、事務所として、幹部まで共有して対応策を考えていたはずです。

Q 対応策の検討には市も含まれていましたか

- ・市は入っていない。いつの時期か忘れたが、どうやって市から業者へ対応させるのか等、県熱海土木としての方向性を打合せて意思統一を図ったと思います。

Q 2009(H21)年11月4日に、市も出席した会議を開催していますが、県熱海土木の方針を決めたのはその時期ですか

- ・そうだと思う。そのような記録簿は残っていないか(※)。この方針の中で、市に対し強く指導していこう決定したはずです。

※ この問いをした時は、県熱海土木の方針を決めたのは、11月4日以前ではないかとの回答であったが、聴き取り調査の終盤で、御本人がこの11月4日の会議の復命書を確認し、事務所の方針を決定したのは、この11月4日の会議であったことを思い出した。

Q 記録簿(A283)には、土砂災害防止法による規制しかないとの記載があるが、当時、土砂災害防止法で何かやろうとしたのですか

- ・それはありません。(県熱海土木の)都市計画課がやるのであれば、開発行為で規制するしかなかったのではないかと思います。

Q この当時から、土砂災害防止法による警戒区域等の指定に向け、基礎調査や地元説明会を行うなど動き出していますが、この土砂災害警戒区域の指定に関する当時の取組について記憶がありますか

- ・ 全くありません。

Q 当時、この堰堤周辺の砂防指定地をさらに拡大しようと考えていましたか

- ・ そういうことは事務職の範疇ではないので全くわかりません。

Q 県熱海土木の管理課が実施する年1回の河川パトロールで、砂防指定地の指定の看板までは現地を確認していたと思うが、その際に、川の中に土砂の堆積が見られるといったことはありませんか

- ・ (パトロールは) 皆で1週間ぐらいかけて見て回って、標識があるかとか、施設の異常があるかどうか、堰堤についてはたたいて亀裂がないかなど調べた上で、全箇所異常なしで毎年報告しているため、パトロールの時には、異常はなかったと思います。

Q 砂防堰堤の堆砂状況も確認していましたか

- ・ それは知りません。これ(A074の写真)を見ると、砂防堰堤までどういう状況が続いているのか分かりませんが、(堰堤の高低差があつて)行けなかったのではないかと思います。

Q 2009(H21)年11月4日の会議で熱海市へ指導をしています、それより前に県熱海土木の方針を決定する会議を行ったのか確認したい

- ・ (11月4日の会議の復命書を確認し、それより以前に事務所の方針を決定する会議を行ったことは) 記憶違いかもしれない。事務所の方針を決定したのは、この時の会議です。
- ・ 市で対応を考えてもらい、土木事務所としては、法にのっとってやってくださいと指導していると思います。

Q 逢初川の源頭部を見に行った時に、土がどんどん盛られているという状況だったのですか

- ・（自分が逢初川源頭部に行った）その時は柵がしてあるだけで、何もありませんでした。重機があったかどうかは記憶にありませんが、作業はしていなかったと思います。

Q 2009(H19)年10月9日の写真(A074)では、大規模に土が盛られていて、それが崩れている状態であるが、あなたが源頭部を見たのは、これより前になりますか

- ・前かもしれません。

Q 2009(H19)年頃に、七尾団地の方面で、ダンプトラックが多く出入りしている等の苦情はありましたか。

- ・それは、私のところには直接はきませんでした。ただ、後から思えば、「変なトラックがたくさん来ていた。」というようなことを言っていたのは頭に入っています。しかし、このようなことを当時聞いていたのか、土砂災害が起こった後の報道等を見て（後になってから）聞いたように思ったのかよく[分かりません](#)。

逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会による聴き取り調査 (砂防指定地等監視員関係)

1 調査日・場所

2023 (R5) 年10月13日 (金) 熱海市下多賀

2 聴き取り対象者・聴き取り委員

聴き取り対象者	砂防指定地等監視員 (2007 (H19) 年度～2012 (H24) 年度)
聴き取り委員	経営管理部総務局長 内藤 信一 交通基盤部参事兼砂防課長 杉本 敏彦

3 聴き取り内容

Q 逢初川を監視していた記憶があるか。その場合、当時の逢初川の印象はどうでしたか

- ・初めて監視に行った際には、温泉の動力室より上流は草が生茂っており、刈りながら進んでいったことを覚えています。前任者は（現地を）監視していたのか疑問に感じた位でした。

Q 砂防堰堤の状況はどのようなでしたか

- ・砂防堰堤の上（天端）にも上りました。堰堤の脇から監視した際には、堰堤の裏には木が生えており土砂がたまっていた記憶があります。
- ・砂防堰堤は、普段は水抜き穴から水が出ており濁っていませんでした。雨の日に監視した際には、堰堤の上（水通し部）から水が流れ落ちていました。
- ・砂防堰堤の下流には温泉管が多数あり、石がゴロゴロしていた印象があります。

Q 2007 (H19) . 4. 25 の県熱海土木が現地確認した際の砂防堰堤写真 (A283 文書) を見ての印象はどうですか

- ・自分が監視したときには、堰堤はこんなに綺麗な状態ではなかったと思います。ただ、東日本大震災の後に監視した際には砂防堰堤そのものには異常はありませんでした。

Q 当時の監視範囲や方法はどのようなでしたか

- ・ 監視は月 2 回行っていました。県熱海土木から砂防堰堤があるところまで見に行くよう指示されましたが、図面の提供はなく指導が不十分であると感じていました。前任者との引継ぎもないので、自分で施設を探しながら監視しました。
- ・ 監視の内容は、土砂の堆積や斜面の崩壊、施設の異常など。自主的に写真を撮って記録をしました。砂防堰堤も上れる場合は上って確認し、遠くて見えない場合には双眼鏡を使って確認しました。
- ・ 県熱海土木には所定の様式ではなく、自分のやり方で行い、異常があれば写真を添えて用地管理課に報告していました。

Q 逢初川上流部で開発があったことは知っていましたか

- ・ 上流部は行っていないので開発のことは知りませんでした。開発業者が誰かも知りません。

逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会による聴き取り調査 (砂防指定地等監視員関係)

1 調査日・場所

2023 (R5) 年10月19日 (木) 熱海市渚町

2 聴き取り対象者・聴き取り委員

聴き取り対象者	砂防指定地等監視員 (2013 (H25) 年度～2022 (R4) 年度)
聴き取り委員	交通基盤部参事兼砂防課長 杉本 敏彦

3 聴き取り内容

Q 逢初川を監視した状況はどうでしたか

- ・逢初川には自社の資材置き場があったので、月2～3回の監視よりも頻繁に川の状況を見ていました。自分の任期中に濁水を確認した記憶はなく、異常を感じたこともありませんでした。
- ・監視は、土砂が流出していないかという視点で、普段は下流の川の状況を見て濁りの有無がないかを監視していました。濁りがなければ堰堤まで監視に行くことはありませんでした。

Q 砂防堰堤を監視した記憶はありますか

- ・2021 (R3) 年度は災害発生の前に、堰堤まで行き袖部まで登って状況を確認しています。この時は、下流の川が濁っていたからではなく、たまには堰堤も確認しようと思ったため見に行きました。

Q その時 (2021 (R3) 年) の砂防堰堤の状況はどうでしたか

- ・この砂防堰堤は自社が請け負っていたので昔から知っていました。
- ・2021 (R3) 年に見に行った時は、砂防堰堤の下流側は草木が生茂っていて、砂防堰堤の水通し穴から水は流れていませんでした。
- ・砂防堰堤の袖から見た限りでは、堰堤に土砂は堆積していなかったと思います。

Q 砂防堰堤の上流部の状況はどうでしたか

- ・堰堤よりも上流には行っていないので知りません。

Q 監視員を引き受けた経緯は

- ・自分は、市から依頼を受けて監視員を引き受けました。その時、河川の監視員も引き受け、まとめて監視を行っていました。

Q 監視員を引き受けた際の引継ぎはどうでしたか

- ・前任者からの引継ぎといったものではなく、就任時の説明会に出席できなかったのが、県熱海土木から資料を送ってもらいました。
- ・県熱海土木からは、どの箇所をどこまで監視するのか、具体的な説明まではありませんでした。

Q 監視の範囲や監視方法は どうでしたか

- ・目視点検を行いました。写真の撮ったりすることはありませんでした。河川の濁りに注意して監視を行い、濁りがあれば上流の方まで見に行きました。
- ・県熱海土木への報告は所定の様式で行いました。

Q 逢初川上流部で開発があったことは知っていましたか

- ・監視員としては見に行っていないのでわかりません。年1回、伊豆山の本宮神社へ行くことがありましたが、その時には、盛土が行われて開発が進んでいると感じたくらいの印象しか残っていません。
- ・県熱海土木から小規模維持修繕業務を請け負っていた頃、七尾地区の住民から（開発業者の）工事車両が通行したことで道路に土砂が出たという通報を受けたので、これを処理するとともに、どこで行っている工事車両が原因なのか調べて県熱海土木に報告した記憶があります。

Q 逢初川以外の監視活動で印象に残っていることはありますか

- ・任期中、特筆するような異常や問題はありませんでした。2019(R1)年の東日本台風の際にもビーチライン沿いの沿岸で被害があったのは記憶にありますが、河川についてはあまり印象がありません。

逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会による聴き取り調査 (逢初川砂防指定地の指定範囲再検討関係)

1 調査日・場所

2023 (R5) 年11月2日 (木) 県庁本館 2 階水防室

2 聴き取り対象者・聴き取り委員

聴き取り対象者	(元) 砂防課職員 (1997 (H9) 年度～1998 (H10) 年度)
聴き取り委員	交通基盤部参事兼砂防課長 杉本 敏彦

3 聴き取り内容

Q 逢初川の砂防指定地の範囲を再検討した公文書 (sab002) について記憶がありますか

- ・この文書の記憶は全くありません。記憶が残っていないということは、当時は、(このような理由で部分的に指定することは) よくあることで、特筆するような内容ではなかったからだと思います。

Q 当時の砂防指定地の進達の状況はどのようなでしたか

- ・当時は砂防施設を整備することを優先して考えていました。流域全体を指定しようとして施設整備が遅れるくらいなら、部分的であっても早く指定して堰堤を整備すべきであるという考えが普通でした。

Q この公文書の最後に「今後、溪流上流部の荒廃状況、山腹の崩壊等流域の状況を勘案し、地権者との協議を進め、流域全域の面指定を進めたい。」という点について、当時の考えはどのようなであったのですか

- ・自分が在籍した時には流域全体の追加について具体を検討した記憶はありません。
- ・通常、今後の方針は土木事務所と情報共有し、その後の対応は土木事務所で引き継いでいくものであると考えます。
- ・いずれにせよ、整備率が低い状況であったことから、当時は、施設が整備された溪流をさらに追加指定していくよりも、砂防施設が未整備の溪流の指定が優先されていたと考えます。

逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会による聴き取り調査 (逢初川砂防指定地の指定範囲再検討関係)

1 調査日・場所

2023 (R5) 年11月10日 (金) 県庁別館 2 階会議室

2 聴き取り対象者・聴き取り委員

聴き取り対象者	(元) 砂防課職員 (1997 (H9) 年度～1998 (H10) 年度)
聴き取り委員	交通基盤部参事兼砂防課長 杉本 敏彦

3 聴き取り内容

Q 逢初川の砂防指定地の範囲を再検討した公文書 (sab002) について記憶がありますか

- ・この文書の記憶は全くない。逢初川自体の記憶もありません。

Q この公文書に記載された手書きのメモについて記憶がありますか

- ・自分が書いた字だと思うが記憶にありません。文末の読み取りにくい部分は「流域全域の指定は困難になったと」と書いていたのではないかと思います。

Q このメモのとおり、文書を修正させようとしたものだったのですか

- ・そのような意図はなかったのではないかと思います。修正を指示するものであったなら、指示した文面で浄書された文書で起案、決裁されたものが残存していると思います。

Q 当時の砂防指定地の進達の状況はどうでしたか

- ・この頃から、国が流域全域を面指定するよう指導するようになっていましたが、当時は依然として、事業を早急に実施するために、標柱で必要な範囲を部分的に指定することが主流であったと思います。
- ・文書に書かれているように、管理された植林帯まで砂防法で行為制限をかける必要性も低いと考えていました。

関係法令抜粋

●砂防法（明治 30 年 3 月 30 日 法律第 29 号）

第二条 砂防設備ヲ要スル土地又ハ此ノ法律ニ依リ治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スヘキ土地ハ国土交通大臣之ヲ指定ス

第四条 第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ於テハ都道府県知事ハ治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スルコトヲ得

② 前項ノ禁止若ハ制限ニシテ他ノ都道府県ノ利益ヲ保全スル為必要ナルカ又ハ其ノ利害關係一ノ都道府県ニ止マラサルトキハ国土交通大臣ハ前項ノ職権ヲ施行スルコトヲ得

第五条 都道府県知事ハ其ノ管内ニ於テ第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ヲ監視シ及其ノ管内ニ於ケル砂防設備ヲ管理シ其ノ工事ヲ施行シ其ノ維持ヲナスノ義務アルモノトス

●砂防法施行規程（明治 30 年 10 月 26 日 勅令第 382 号）

第一条 国土交通大臣ニ於テ砂防法第二条ニ依リ指定スル土地ハ官報ヲ以テ之ヲ告示スヘシ

第三条 砂防法第四条ニ依リ禁止若ハ制限スヘキ行為ハ同条第一項ノ場合ニ於テハ都道府県ノ条例ヲ以テ第二項ノ場合ニ於テハ国土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム

●静岡県砂防指定地管理条例（平成 15 年 3 月 20 日 条例第 35 号）

（行為の制限）

第 3 条 砂防指定地内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為及び治水上砂防のため支障を来すおそれが少ない行為として規則で定める行為については、この限りでない。

- (1) 施設又は工作物の新築、改築、移転又は除却
- (2) 竹木の伐採又は滑り降ろし若しくは地引きによる運搬
- (3) 土地の掘削、開墾、盛土その他土地の形状を変更する行為
- (4) 土石又は砂れきの採取、集積又は投棄
- (5) 鉱物の採掘、集積又は投棄
- (6) 芝草の掘取り
- (7) 火入れ

2 知事は、前項の許可に治水上砂防のため必要な条件を付することができる。

（許可の基準）

第 4 条 知事は、前条第 1 項の許可の申請があつた場合には、その申請に係る行為が規則で定める基準に適合すると認めるときは、同項の許可をしなければならない。

（経過措置）

第5条 砂防指定地の指定の際現に当該砂防指定地内において権原に基づき第3条第1項各号のいずれかに該当する行為（同項ただし書に規定する行為を除く。）をしている者は、従前と同様の条件により、当該行為について同項の許可を受けたものとみなす。

（変更の許可）

第7条 第3条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとする場合には、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、変更しようとする行為が同項ただし書に規定する行為に該当するときは、この限りでない。

2 略

（砂防設備に関する禁止行為）

第8条 何人も、砂防設備を損傷する行為をしてはならない。

（砂防設備の占用等の許可）

第9条 砂防設備を占用し、又は使用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2～3 略

（監督処分）

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、治水上砂防のため必要な限度において、この条例の規定によってした許可を取り消し、若しくはその許可に付した条件を変更し、又はその行為の中止、砂防指定地に存する施設若しくは工作物の改築、移転若しくは除却、当該施設若しくは工作物により生ずる損害を防止するために必要な施設をすること、若しくは原状回復を命ずることができる。

- (1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けた者

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 砂防工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
- (2) 治水上砂防のため著しい支障が生じたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

（罰則）

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は2万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項又は第7条第1項の規定に違反して、第3条第1項各号に規定する行為をした者
- (2) 第8条の規定に違反した者
- (3) 第9条第1項の規定に違反して、砂防設備を占用し、又は使用した者
- (4) 第13条の規定による命令に違反した者

●静岡県砂防指定地管理条例施行規則（平成15年3月28日 規則第25号）

（砂防指定地内行為の適用除外）

第3条 条例第3条第1項ただし書の治水上砂防のため支障を来すおそれが少ない

行為として規則で定める行為は、次に掲げるものとする。ただし、砂防設備及び河川区域等（河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項に規定する河川区域（同法第 100 条第 1 項において準用する場合を含む。）又は同法第 100 条の 2 に規定する普通河川をいう。以下同じ。）並びに砂防設備及び河川区域等の境界から 10 メートル以内の区域における行為はこの限りでない。

- (1) 土地の区画形質の変更を伴わない、施設又は工作物の新築、改築、移転又は除却
- (2) 高さ 1 メートル以下の擁壁、深さ 50 センチメートル以下の側溝（素堀側溝を除く。）の新築、改築、移転又は除却
- (3) 間伐等竹木の保育のため通常行われる竹木の伐採
- (4) 面積が 1 ヘクタール未満の竹木の伐採（植林を目的とするものに限る。）
- (5) 枯損した竹木又は危険な竹木の伐採
- (6) 自家の生活の用に充てるため必要な竹木の伐採
- (7) この条各号に掲げる行為のため必要な測量、実地調査又は施設の保守の支障となる竹木の伐採
- (8) 第 3 号から前号までに掲げる竹木の伐採に係る当該竹木の滑り降ろし又は地引きによる運搬
- (9) 張替え又は植替えのためにする芝草の掘取り

●土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

（土砂災害防止法 平成 12 年 5 月 8 日 法律第 57 号）

（目的）

第一条 この法律は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「土砂災害」とは、急傾斜地の崩壊（傾斜度が三十度以上である土地が崩壊する自然現象をいう。）、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象をいう。第二十七条第二項及び第二十八条第一項において同じ。）若しくは地滑り（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう。同項において同じ。）（以下「急傾斜地の崩壊等」と総称する。）又は河道閉塞による湛水（土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいう。第七条第一項及び第二十八条第一項において同じ。）を発生原因として国民の生命又は身体に生ずる被害をいう。

（土砂災害防止対策基本指針）

第三条 国土交通大臣は、土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2～5 略

(基礎調査)

第四条 都道府県は、基本指針に基づき、おおむね五年ごとに、第七条第一項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び第九条第一項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定その他この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査（以下「基礎調査」という。）を行うものとする。

2 都道府県は、基礎調査の結果を、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長に通知するとともに、公表しなければならない。

3 略

(土砂災害警戒区域)

第七条 都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下この章、次章及び第二十七条において同じ。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。

2～6 略

(警戒避難体制の整備等)

第八条 市町村防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

四 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であつて、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

五 救助に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

2～3 略

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第八条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2～6 略

(土砂災害特別警戒区域)

第九条 都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる。

2～9 略

(特定開発行為の制限)

第十条 特別警戒区域内において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物（当該区域が特別警戒区域の内外にわたる場合においては、特別警戒区域外において建築が予定されている建築物を除く。以下「予定建築物」という。）の用途が制限用途であるもの（以下「特定開発行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為については、この限りでない。

2 略